

## 第63回基本計画部会議事録

1 日 時 平成27年9月17日（木）10:00～10:43

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村部会長、川崎委員、北村委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、宮川委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第II期基本計画関連分）について
- (2) その他

5 議事録

○北村部会長代理 時間ですので、第63回基本計画部会を開催いたします。

ただ今、西村部会長が鉄道の事故で少し遅れているので、その間、私が代理で司会をさせていただきます。

本日は黒澤委員、白波瀬委員、前田委員が御欠席です。

それでは、議題に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

資料1として「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）（案）」を用意しました。

また、資料2として、9月11日までに委員の皆様へ提出をお願いしました審議結果報告書（案）に対する意見のうち、部会で議論が必要と考えられるものをまとめたものを用意しました。

私からの説明は以上です。

**○北村部会長代理** これまでの基本計画部会での審議を踏まえ、西村部会長と事務局で資料1のとおり、平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（案）を作成されました。この報告書（案）に関する皆様からの御意見等を取りまとめたものが資料2です。本日は、資料2に従って、各意見の報告書（案）への反映についての審議をお願いします。

報告書（案）の事項ごとに分けて審議を行った方がよいかと思いますので、御意見のあったテーマごとに、意見の紹介をまとめて行った後、御議論いただいて、意見を反映するかどうかを決めたいと思います。

では「1 観光に関する統計の整備」に関する意見について、資料2に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** それでは、資料2を御覧ください。「1 観光に関する統計の整備」の前に「はじめに」も付けておりますので、それについてもここで一緒に説明させていただきます。報告書も付けておりますので、よろしければそちらも御覧ください。

表紙をめくったところに「はじめに」があります。その上から2行目のところですが、「第55条第2項の規定により総務省が取りまとめた法の施行状況について報告を受け」という箇所ですが、これは正確には総務大臣が取りまとめたものとするという修正案です。

次に「1 観光に関する統計の整備」についてですが、2つの御意見が出ています。

報告書では、まず11ページの「（1）施行状況報告等」の次の（i）の1行目です。「観光地域経済調査については、地方創生に向けた各種課題を政府が進めている中で注目が集まり、次回調査の実施の必要性が生じつつある」とあります。これについて、第Ⅱ期基本計画での課題は平成26年度末までに結論を得ることになっていたところが、今回の報告書では「平成27年度末までに結論を得る」と、1年間延期していますので、その理由を記載する必要があるのではないかとということで、資料2にあります赤字部分を加えてはどうかという修正案です。

もう一つは、先ほど最初に御覧いただいた「はじめに」の4段落目に、第Ⅱ期基本計画では、統計の体系的な整備を推進するために、どういう視点に重点を置いた施策を展開するかということを書いているのですが、その中に「②国際比較可能性の確保・向上」という視点が入っていますので、TSAについても触れてはどうかという御意見です。

以上です。

**○北村部会長代理** それでは、各意見について議論していただいた委員から、もう一回、

説明をお伺いしたいと思います。意見は書いてあるわけですがけれども、野呂委員、御説明いただけますでしょうか。

○野呂委員 今、御説明いただいたとおり、平成28年度の実施を平成27年度末に結論を得るということで、非常にタイトなスケジュールだけに、このように1年後ろ倒ししたことについての理由、根拠を書いた方が分かりやすいと考えました。

○北村部会長代理 この点について、ほかの皆さんの御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

今の野呂委員の点について、追加でありますでしょうか。よろしいですか。

○廣松委員 はい。賛成です。

○北村部会長代理 では、廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 私がコメントしたのは、かなり抽象的な書き方ですが、先ほど御紹介いただいたとおり、国際比較可能性の確保・向上ということが第Ⅱ期基本計画の視点の一つとして挙がっています。観光統計のヒアリングのときにTSAのことが出て、余り議論にならなかったといいますか、あるいは皆さん、当然のことだということだったと思うのですが、大上段に言うと、TSAをこれから確立していくのに、日本がイニシアチブを取るような努力をしていただければ、それがここで言う国際比較可能性の確保・向上に資するのではないかという趣旨で書いたものです。必ずしも追加しなければいけないという強い意見ではないのですが、一応、意見として申し上げた次第です。

○北村部会長代理 ありがとうございます。

ただ今の議論を踏まえまして修正案が資料2の左側にあるわけですが、「観光地域経済調査については、平成24年度調査の調査設計の課題等の解決は技術的に困難と判断しつつあったが、地方創生に向けた各種課題を政府が進めている中で注目が集まり、次回調査の実施の必要性が生じつつある」という形で修正してはどうかという意見になります。

これについて、御異議といいますか、御意見はありますか。よろしいですか。

(「異議なし」)

○北村部会長代理 では、このように修正させていただきたいと思います。

それから、今の廣松委員の御意見ですがけれども、TSAについては観光庁の説明も短く、委員間での議論もありませんでしたので、他の課題との取扱いのバランスから考えて、変更が困難ということで、議論があったとの記録は残して、報告書としては原案のとおり取りまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○廣松委員 はい。私はその扱いで結構です。

○北村部会長代理 わかりました。では、そのようにさせていただきます。ここの部分については、今、資料2の「修正案等」というところに書いてあるとおりにさせていただきます。ありがとうございます。

(西村部会長入室)

○北村部会長代理 今、部会長がお見えになりましたので、私の役はこの辺で。ありがと

うございました。

(北村部会長代理、委員席へ移動)

○西村部会長 済みません。電車が止まってしまいまして、歩いてきたものですから遅れました。申し訳ございませんでした。

それでは「3 21世紀出生児縦断調査について」、今、お話が進んでいるということで、資料2に基づいて事務局からの説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料2の次のページです。「3 21世紀出生児縦断調査について」の御意見です。これについては2つあります。

1つは、14ページの「(2) 施行状況等に対する評価」のところの上から4行目です。「また、縦断調査であるがゆえに、必要な事項について過去に遡った調査も可能であるなどの潜在的な可能性も有している」という箇所ですが、ここの「過去に遡った調査も可能」という意味が分かりにくいので修正が必要ではないか。これが1つ。

もう1つは、この縦断調査の全体の取扱いについての御意見ですが、統計法第55条第3項の意見を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出することとしてはどうかという御意見です。

○西村部会長 御意見を提出いただきました廣松委員から補足的に説明があればお願いいたします。

○廣松委員 最初の項目は、「過去に遡った調査」というのは少し分かりにくいということだけで、必要な事項を思い出し記入をしていただくという趣旨なのかどうか、それをもう少し明確にしたほうがいいのではないかという趣旨です。今、具体的な修正案を持っているわけではないのですが、その点を少し御検討いただければという点です。

2番目もよろしいでしょうか。

○西村部会長 はい。お願いします。

○廣松委員 この点は、申し訳ありません、ヒアリングのときに直接申し上げればよかったかもしれないのですが、この調査の重要性とか意義については皆様共通理解があると思うのですが、御報告いただいた内容の中に大きく3つぐらい重要な、統計委員会として考えるべき点があるのではないかということです。

1番目としては、対象者が中学生になるということになり、文部科学省と厚生労働省との共管調査にするということを御報告いただいたわけですが、共管調査というのはなかなか難しい。当然、いろいろな調整が必要であろうと思われまますので、その点はやはり統計委員会がイニシアチブを取るべきではないかという点。

2番目としては、まさにタイミングの話なのですが、今の状況で対象者が2016年、来年15歳になる、まさにその時点で文部科学省と厚生労働省が共管調査を実施するというのはタイミング的にも一番良いだろうと思うのですが、ただ、そのためには当然、予算の確保が必要でしょうし、あるいはそれ以上に実施体制を整備することが大変重要なことではないかと思われまます。その意味で、やはりこの点に関しても統計委員会として両大臣に意見

書を出す必要性があるのではないかというのが2番目です。

3番目としては、これはどちらかというとなり形式的なことですが、この調査は基幹統計ではなくて一般統計という位置付けです。そうすると、少し変な言い方ですけども、一般統計の場合、中止するような場合でもこの統計委員会に報告することは必ずしも必要ではなくて、それぞれの実施府省の判断でそういう決定ができます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、この調査の重要性や意義を考えた場合には、一般統計であっても、統計委員会として重要視していることを示す。

したがって、単なる報告書という形ではなくて、法制度に沿って両大臣に意見書を提出するのが適当ではないかと考えた次第です。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御意見について、御意見等があればお願いいたします。

最初に「過去に遡った調査」というところですが、これは北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 「過去に遡った調査」というものを申しましたのは、調査の主体が厚生労働省から文部科学省に移った場合に、文部科学省が例えば小学校に通っていたときにどういう形態の学校に、公立・私立とかに通っていたかとか、あるいは課外活動はどういうことをしていたかとか、今までの厚生労働省が主体となって調査をしていた21世紀出生児縦断調査の中では含まれていないような質問事項についても、教育関係の話で過去に遡って聞くことによって文部科学省にとっても有益な情報が得られると思われましたので、そういう可能性もあるのではないかということです。

○西村部会長 分かりました。

この点、私も前回で発言をしたのですが、この調査に特有な調査で、しかも重要な、特に縦断ということで、重要な点だと思いますので、この点については具体的な修正案を私に御一任いただきまして、そして取りまとめたいと思いますので、それでいかがでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次いで、意見書を出すかどうかについて御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。

私は、廣松委員の御意見に賛成です。廣松委員がいろいろ、3つほど大きな理由をお話しになりましたけれども、それに加え、このようなパネル調査は、公的統計の中でも非常に数少ない、ほかにほとんどないと言ってもいいぐらいで、しかもその中の嚆矢的な存在というものがこの調査だと思います。そういう意味でも、これを統計委員会としても注視して、またエンカレッジしていきたいというメッセージを発するのは大事だと思いますので、出していただきたらと思います。

あと、1点だけ、その中で気になるのは、過去の委員会意見とのバランスで、どのレベルからの委員会意見として大臣に出すかという問題があるのですが、この2つの事例とのバランスを見ますと、私の感覚では大体バランスがとれているのかなと思いました。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

この件について、補足的に事務局から説明していただきます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 御参考のために、円卓に座られている方々に席上配布資料として、統計法第55条第3項の規定に基づいて統計委員会が過去に意見を出した事例を挙げております。過去に2回、3つの事例について意見を述べています。

まず1回目は、平成22年9月30日に2つ出しています。1つは内閣総理大臣に対して「(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化(年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用)」について出しております。これは御参考に、参考1として、出したものを3ページ分付けてあります。

もう一つが「(2) ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用」について、総務大臣に出しております。これについては、参考2として付けました。

それから、2回目に出したのは平成25年10月9日、総務大臣に対してです。これは「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果」という意見を出しています。これは次の基本計画に向けた方向性などについてまとめたもので、審議結果報告書そのものを総務大臣に提出しております。内容はほぼ第Ⅱ期基本計画の内容のとおりとなっています。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これを含めて御意見をお願いいたします。

私としては、お2人の委員とも同じ意見を持っておりますので、こういう形で、意見という形で出したいとは思いますが、3人だけではなくて、皆さんからもよろしく願います。

○北村委員 私も是非出していただきたいと思います。

○中山委員 私も同じです。

○西村部会長 では、皆さん賛同ということでよろしく願います。

ただ、具体的な意見の文案に関しては、これは少し微妙なところもありますので、私に御一任いただいて、そして取りまとめていきたいと思えます。特に今までは、どちらかというと比較的スタンダードな形の統計に対しての意見という形でしたが、今回の場合は新しいものに関しての意見ですので、どういう形でやったらいいのか、基本的には従来を踏襲する形になりますけれども、それに加えて何かすべきかどうかということを含めて、私に御一任いただいて意見書を出したいと思えます。

では、どうもありがとうございました。

それでは「4 同一企業内の雇用形態転換数の把握」に関する委員の意見について、資

料2に基づいて事務局から説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 同一企業内の雇用形態転換については、報告書の16ページに当たります。「(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」の下から2行目です。「事業所系調査から実施する方が適切であり」の「事業所系調査」を「事業所・企業系調査」としてはどうかという御意見です。

○西村部会長 それでは、もし御意見を提出された廣松委員から追加的な御意見があればお願いいたします。

○廣松委員 どちらかという表現上の問題ですが、最近、企業を対象とした調査も増えていますので、念のため、事業所だけではなくて「企業系調査」という言葉も入れた方がよいのではないかという趣旨です。

○西村部会長 いかがでしょうか。

私もそういう意見ですので、特に私自身が企業系の調査を随分使ったものですから、そういう思いもありまして、なかなか事業所では捉えにくいところが結構ありますので、できればこういう形で事業所、企業、両方に関しての調査で把握ができればと思っております。

では、そういう形で、これを入れるという形で進めさせていただきたいと思います。

次は「5 国民経済計算に関する整備（生産側・分配側四半期推計の検討状況）」に関する委員の意見につきまして、資料に基づいて事務局から説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 これについても2つ御意見があります。

報告書の17ページ目の「(1) 施行状況報告等」の2段落目です。「具体的には、生産面では、市場生産者分については、実質産出額の動きで実質付加価値額を推計するシングル・インディケーター方式を採用する方向で検討し、政府を含む非市場生産者については、支出側GDP速報の推計過程で得られる情報の活用を検討しており、これらを連鎖統合して生産側GDPの四半期推計値を算出する方法を検討している」。この1つの文章の中に「検討」が3つ出てくるので、そのうちの一つを変えてはどうかという御意見です。

それから、18ページの「(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」の2行目の最後から「海外においては、三面からの推計値の平均値を公表値とする、あるいは主たる系列があり、他の系列をこれに合わせるようにかい離を調整する等の方法を採用している国があるが、それぞれのアプローチで推計された情報が調整により失われるのは望ましくないとの観点から」。この後です。「三面からのGDP推計値をそのまま公表することが適当と考える」。この最後のところを「このような調整に対しては慎重であるべきである」としてはどうかという御意見です。

○西村部会長 最初の点ははてにをはですので、そのとおりの形でよろしいかと思いません。

次の点は結構微妙な問題ですので、御意見を提出いただきました中村委員から追加的な説明があればお願いいたします。

○中村委員 実際には三面からのGDP推計値を調整している国があるわけでありまして、そういう国についてはそれなりの事情があるのだらうと思います。ただ、我が国におきましてはあくまでも未経験ですので、この公表を始めた後に、やはりユーザーからこれだけ食い違うのは困るという意見が強く出るかもしれませんし、あるいは技術上の進歩があつて、こういう調整があつたらやった方がよいのではないかということが見つかるかもしれないわけですが、それらの結果として、では、ある程度、調整をしようということになったときに、統計委員会はそうすべきではないとおっしゃっている。そういうことでは困ると思うので、これは責任逃れをするわけではないのですけれども、調整する可能性も残しておいたほうがよいのではないかということです。

それから「三面からのGDP推計値をそのまま公表する」という表現に統一すると、では、そのままの推計値とは何だというふうにつながる。これは3つのGDPをそれぞればらばらに推計して、そのまま出す、公表するというにとられかねないわけですが、実は3つのGDP推計の際に、基礎データは共通するものもありますし、当然、3つのGDPの動きそれぞれを総合的に勘案しながら検討していくということであろうと思いますので、少しミスリーディングな表現かなという気がいたしました。

○西村部会長 いかがでしょうか。

全くそのとおりだと私も思います。こういう後に残るものに関してかなり強い態度をとるとするのはかなり危険なことは確かにそうですので、それを含めて慎重にあるべきであるということはそのとおりだと思いますし、中村委員の修正案も、これで慎重であるべきであるということは、今の段階ではそのまま出すということを示唆していますので、これでよろしいかと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございました。では、その形にしたいと思います。

それでは「7 統計リソースの確保・有効活用について」の意見について、再び事務局から説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 これについては2箇所について、そのうち2つ目についてはお二人の委員から御意見が出ています。

まず1つ目は、報告書の21ページの「(1) 施行状況報告等」の2段落目です。「各府省では、このような現状を踏まえ、①民間事業者の適切な利用、②行政記録情報の活用、③調査の統合・効率的な実施、④政策課題も含めた実務研修の導入による統計職員の人材育成等、多面的な取組を推進している」。この①、②、③、④の順番を、これを基本計画での取組の順番に合わせたほうがよいのではないかという御意見です。

もう一箇所は、次の22ページ目の下から4行目の最後のところからです。「さらに、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に係る民間事業者の活用については慎重に検討することが必要である」。これについて、1つは「慎重かつ十分に」と入れたほうがよいの



ではないかという御意見。もう一つは、そこの修正等にあるような文言に書き直した方がよいのではないかという御意見です。

○西村部会長 最初の点ですが、これは「①民間事業者の適切な利用」というものを、順番をどうするかという話になるのですが、これについてはいかがでしょうか。

特に「民間事業者の適切な利用」というものを最初に持っていきたいという御意見が委員の間であればこの形にしたいと思いますが、そうでなければ基本計画の順番に合わせるという形で構わないのではないかと思います、いかがでしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 私は、意見を出し過ぎたのかもしれませんが、正に今、部会長から御説明いただいたような趣旨なのですが、その次の点も含めて、この統計リソースのことに 대해서는第Ⅰ期の基本計画のときからの課題といいますか、恐らく次期の基本計画のときにもこういう何らかの形で触れざるを得ないと思います。したがって、統計委員会として統計リソースの問題に関しては、正にここの言葉にあるように、慎重かつ十分に検討する必要があることを強調していただければという趣旨です。

○西村部会長 分かりました。

では、最初の点ですが、今「慎重かつ十分に」まで、2番目にもきましたけれども、この形で両方も、おっしゃっていたとおり、最初の部分は順番を元に戻す。2番目は、確かに慎重に検討するのだったらやらないかもしれないという感じもするので、そうすると、やはり十分に検討するというものは入れた方が、変な誤解を避けるという点ではよろしいかと思えます。

それでは、この両者に関してはその形で入れさせていただきます。

それから、次ですが、この文言を入れるかどうかということについてですが、いかがでしょうか。これも明確にするということだと思いますけれども、廣松委員の御意見だと思いますので。

これは廣松先生ですね。

○廣松委員 はい。私です。

第Ⅰ期の基本計画のときには、もう少し具体的に調査名まで入れた表現になっていたのですが、そこまでは必ずしも必要ではないと考えますが、第Ⅰ期基本計画のときの理念といいますか、基本的な考え方は第Ⅱ期基本計画にも継承されていると私は考えておりますので、こういう形の表現を加えてはどうかということです。

○西村部会長 いかがでしょうか。私は、統計委員会の連続性から考えれば、こういう形で入れるのは自然な感じがいたしますので、人によってはくどいという人がいるかもしれませんが、そうでなければ書き込んでよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、ここでも「慎重に検討する」というところがあるのですが、野呂委員の御意見を先取りしますと、慎重かつ十分に検討するという形でよろしいかと思えます、いか

がでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 では、そういう形で進めたいと思います。

それでは「8 公的統計の結果提供、二次的利用について」、再び事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 これについては、3つ御意見があります。報告書では23ページからになります。

1つ目は、匿名データについても触れた方がよいのではないかと御意見です。

2つ目は、23ページの「(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」のところの2行目です。「また、その本格運用に向けては、従来の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンサイト利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある」という文の最初のところです。2行目の「従来の研究施設」というところに「各自の」を入れるという御意見です。

3つ目は、次の段落のところ「オーダーメイド集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく説明する必要がある」というところに、「分かりやすく具体的に説明する必要がある」と「具体的に」を入れてはどうかという御意見です。

○西村部会長 それでは、今のところについて御意見等があればお願いいたします。

最初に、匿名データについてはいかがでしょうか。

この件については、当然、公的利用の結果の提供という点で、二次利用ということで匿名データは入るのですが、議論が直接、この形でなかったのも、ある意味、当たり前といえば当たり前なのですが、わざわざこれを書かなければいけない、要するに、議論していないものを入れるのはちょっとバランスが欠けるかなという気がしております。そういうわけで、私としては先生のご意見も非常によく分かるのですが、この形にせざるを得ないかなということですが、いかがでしょうか。

○廣松委員 匿名データについても触れた方がよいと申し上げたのは、今、提供していただいている各府省で提供年次を着実に増やしていただいている。それから、手続上の緩和措置についてもこの委員会で議論がありました。そういう意味で着実に進めているということも強調してもいいのではないかと趣旨で申し上げたのですが、確かに基本計画部会の中では直接取り上げなかったという点から、この報告書に盛り込むのは必ずしも適当ではないという御判断であれば、それに従います。

○西村部会長 それでは、私としても入れたいところですけども、議論の集約という点では少しずれますので、これは議論があったという記録にとどめて、報告書では原案のとおりとして取りまとめたいと思います。

それから、2番目の「従来の各自の研究施設」というのですが、これは当たり前といい

ますか、これは私もうっかりしていたものですから、まさに各自の研究施設ですので、これは入れたほうがよいと私も思いますので、特段の御反対がなければ入れる形にしたいと思います。確かに「従来の研究施設」だけでは「各自の」というものがないと誤解する人がまたいるかもしれませんので、そういう形にしたいと思います。

3番目の「分かりやすく」だけではなくて「具体的に」と入れるということに関しては、野呂委員からありましたので、少し説明していただければと思います。

○野呂委員 「分かりやすく」というと、どちらかという和平易な言葉で説明するというように受け止められますが、これも大事な点かと思うのですけれども、利用者にとりましては、今、自分がやりたいことが利用条件に合っているかどうかははっきり分かることが重要でして、そのことが利用促進にも一番資すると思います。少しくどいかなと思いつつ、この「具体的に」か、あるいは「明確に」という、利用条件の線引きがはっきりするような表現にされた方がよいと考えました。

○西村部会長 いかがでしょうか。私もそう思います。「明確に」よりは「具体的に」のほうが、より具体的な感じがしますので、そういう形で収めさせていただきたいと思いません。

それでは、ここに「具体的に」というものを追加する形にしたいと思います。

以上で、委員の皆様から御提示のありました意見の取扱いについては、一通り審議をいたしました。

繰り返しになりますけれども、本日の御議論を踏まえた具体的な修正案については、メール等によって委員の皆様にお送りして御了解を得るプロセスを踏みたいと思います。この前提の下で、委員会として決定するという段取りで私に御一任いただきたいと思いません。

また、本日、特に御意見の提示がなかった部分については、御了解いただいたとさせていただきますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうぞ。

○宮川委員 1点だけ気になることがあるのですが、よろしいでしょうか。

○西村部会長 はい。どうぞ。

○宮川委員 12ページなのですがすけれども、済みません、本当は期日内に意見を出すべきであったということで、どうしてもということではないのですが、少し気になった点です。12ページの「(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」の2段落目で「旅行者のニーズ面やICT等の技術面の急速な変化」という部分なのですがすけれども「ICT」というところを、政府では「ICT」で使っているのか、「IT」で使っているのか。「IT」で使っているケースもあって、それならば「情報通信技術」と書いて「ICT」とした方がよいのかなという感想を持ちました。ほかの政府文書では「IT」となっているところもあるような気がするのですが、その辺は少し気になった点です。

○西村部会長 分かりました。それは御一任いただいて、私の方でチェックをして、ほか

の文書に合わせる形にしたいと思います。

以上でいかがでしょうか。

それでは、御一任をいただいたということで、この後、開催予定の統計委員会に部会長一任の前提で報告し、決定したいと思います。

また、後日、最終的な決定後、報告書は公表したいと思います。その際、報告書の内容を簡単にまとめた要旨、概要も配布します。これは私、非常に重要だと思っていて、今、鋭意、事務局で準備しております。その作成についても、私に御一任いただければと思います。

こちらよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日予定された議事は終了しましたので基本計画部会を終了いたします。

ありがとうございました。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 なお、この後、本会議室にて統計委員会を開催いたします。引き続き御出席いただきますよう、お願いいたします。